

I. 各分野における規制・制度改革事項

1. グリーンイノベーション分野

【グリーンイノベーション ①】

規制・制度改革事項	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化
規制・制度改革の概要	・ 残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ②】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>国有林野における許可要件・基準の見直し①</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体（議会を含む）の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。 <平成 23 年度中措置></p> <p>② あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。 <全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置></p> <p>③ また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合 <p>に、貸付対象として認めることを明確化する。 <平成 23 年度中措置></p>
<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>

【グリーンイノベーション ③】

規制・制度改革事項	国有林野における許可要件・基準の見直し②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。 <平成 23 年度中検討・結論>
所管省庁	財務省、農林水産省

【グリーンイノベーション ④】

規制・制度改革事項	保安林における許可要件・基準の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。 <平成 23 年度中手法整理、平成 24 年度以降順次実施></p> <p>② 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。<法制化後、措置></p> <p>③ 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除）について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。 <平成 23 年度中検討開始、平成 24 年度措置></p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑤】

規制・制度改革事項	農地における開発に係る取扱いの周知①
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。 <p><平成23年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑥】

規制・制度改革事項	農地における開発に係る取扱いの周知②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。 <p><平成23年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑦】

規制・制度改革事項	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑧】

規制・制度改革事項	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑨】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。</p> <p>(a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。</p> <p>(b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする（財産処分する）場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないことや、(ii) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。</p> <p>(c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。</p> <p>＜平成23年度中措置＞</p> <p>② 各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等</p>

	を把握した上で、上記解釈にのっとり、各省庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	財務省及び関係省庁

【グリーンイノベーション ⑩】

規制・制度改革事項	発電水利権許可手続の合理化
規制・制度改革の概要	<p>① 小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。 ＜平成 23 年度中検討開始＞</p> <p>② 小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。 ＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>③ 河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。 ＜平成 23 年度中検討開始、早期に結論＞</p> <p>④ 発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	国土交通省

【グリーンイノベーション ⑪】

規制・制度改革事項	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ⑫】

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。<平成 23 年度中措置>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑬】

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑭】

規制・制度改革事項	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。 <p><平成 23 年度検討開始、平成 24 年度結論、結論を得次第措置></p>
所管省庁	総務省

【グリーンイノベーション ⑮】

規制・制度改革事項	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占有許可要件等の柔軟化・明確化
規制・制度改革の概要	・ 社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占有許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い（義務的占有）を参考とし、占有条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。＜平成 23 年度中結論・措置＞
所管省庁	農林水産省

【グリーンイノベーション ⑯】

規制・制度改革事項	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進
規制・制度改革の概要	・ 食品リサイクル法について、再生利用事業計画（リサイクルループ）の活用が促進されるよう検討を行う。 ＜平成 24 年度中検討開始、平成 25 年度中結論＞
所管省庁	農林水産省、環境省

【グリーンイノベーション ⑰】

規制・制度改革事項	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施
規制・制度改革の概要	・ 排出事業者からあらかじめ、再受託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。 ＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ⑱】

規制・制度改革事項	積替え保管の許可基準の明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。 <p>＜平成 23 年度中検討開始、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ㉑】

規制・制度改革事項	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。＜平成 23 年度開始＞
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ⑳】

規制・制度改革事項	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。 <p>＜平成23年度中検討開始、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ㉑】

規制・制度改革事項	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。 <p>＜平成23年度中検討開始、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	環境省

【グリーンイノベーション ②】

規制・制度改革事項	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し
規制・制度改革の概要	① 自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。＜平成 23 年度中措置＞ ② また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。 ＜平成 23 年度以降逐次実施＞
所管省庁	環境省

2. ライフイノベーション分野

【ライフイノベーション ①】

規制・制度改革事項	地域医療計画における基準病床等の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合には、病床数過剰な他の二次医療圏での増床も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。〈平成 23 年度検討〉</p> <p>② 医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は勧告の対象外であること等勧告の対象外となる事例を改めて周知する。〈平成 23 年度措置〉</p>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ②】

規制・制度改革事項	救急救命士のニーズの把握
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願者に周知するよう指導するとともに、医療機関において救急救命士の採用希望の有無を調査する。 <p>〈平成 24 年度措置〉</p>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ③】

規制・制度改革事項	高額療養費制度の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。 <平成 24 年度措置></p> <p>② 更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）を踏まえ、検討する。<平成 23 年度検討></p>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ④】

規制・制度改革事項	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。 <平成 23 年度検討開始></p> <p>② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。 <逐次実施></p> <p>③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。<逐次実施></p> <p>④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。 <平成 23 年度検討開始></p> <p>⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。 <平成 23 年度以降検討開始></p>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑤】

規制・制度改革事項	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。 <平成23年度以降検討>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑥】

規制・制度改革事項	ショートステイに係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ol style="list-style-type: none"> ① 単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。 <平成23年度以降検討> ② 特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護の短期利用事業における運用等を踏まえ、有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、検討を行い、結論を得る。 <平成23年度中検討・結論、平成24年度措置>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑦】

規制・制度改革事項	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特長である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑧】

規制・制度改革事項	ホテルコスト・補足給付の適正化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について、入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。＜平成 23 年度以降検討＞
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑨】

規制・制度改革事項	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営事業者の会計については、イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。 <p>＜子ども・子育て新システム実施時を目途に措置＞</p>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑩】

規制・制度改革事項	保育所運営費の用途制限の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営費の用途範囲の具体的な在り方については、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で実施する。 <p>＜子ども・子育て新システム実施時を目途に措置＞</p>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑪】

規制・制度改革事項	保育士試験受験要件等の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含めることや、勤務実績に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関する見直しを子ども・子育て新システムの検討と併せて検討し、見直し可能な内容を整理の上、実施する。 <子ども・子育て新システム実施時を目途に措置>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑫】

規制・制度改革事項	訪問看護ステーションの開業要件の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで 24 時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し（1人又は2人）について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたとおりであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	厚生労働省

【ライフイノベーション ⑬】

規制・制度改革事項	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し
規制・制度改革の概要	・ 医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。 ＜平成 23 年度検討・結論、平成 23 年度以降順次措置＞
所管省庁	厚生労働省

3. 農林・地域活性化分野

【農林・地域活性化 ①】

規制・制度改革事項	認定農業者制度の見直し
規制・制度改革の概要	・ P D C Aサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ②】

規制・制度改革事項	我が国酪農の競争力強化のための見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 全量委託の例外（生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し販売を認める）拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 処理に関する共同実施方式の導入 - 指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和 <p>＜平成 23 年度中検討・結論＞</p> <p>② 意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。</p> <p>＜平成 23 年度中検討・結論＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ③】

規制・制度改革事項	国家貿易制度の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大する。 <p>＜麦については平成 23 年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成 23 年中措置。＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ④】

規制・制度改革事項	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。 <p>＜平成 23 年度中検討開始、平成 24 年度中に結論＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑤】

規制・制度改革事項	土地改良事業の効率化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施を促進する。 <p>＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑥】

規制・制度改革事項	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 農林業者が狩猟免許なくても罠いわなを用いて狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務受託した農地・林地（土地所有者の了解を得ているものに限る）も含むこととする。 <平成 23 年中措置></p> <p>② 構造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を全国展開することで、農林業組合等の法人が一定の要件を満たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の農林業者でも、捕獲作業の従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を補助者として行うことができるようにする。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	環境省

【農林・地域活性化 ⑦】

規制・制度改革事項	有害鳥獣捕獲の促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度（国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等）を整備する。 <平成 23 年度検討開始、できる限り早期に措置>
所管省庁	環境省

【農林・地域活性化 ⑧】

規制・制度改革事項	農地基本台帳整備の促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務付けられた農地相続時の届出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。 <p><平成 23 年度上期措置></p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑨】

規制・制度改革事項	市民農園開設に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ②自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であること <p>について、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を発出する。<平成 23 年中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑩】

規制・制度改革事項	農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化
規制・制度改革の概要	<p>① 農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組を進める。</p> <p>すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や個々の組合員の収益力の強化に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえつつ、事業の効率的運営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。</p> <p>かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を早急に開始する。</p> <p><平成 23 年度以降順次計画策定、以降計画に沿って措置></p> <p>② 農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への登用などを進める。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑪】

規制・制度改革事項	契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大
規制・制度改革の概要	<p>① 都道府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置する。＜平成 23 年中措置＞</p> <p>② 本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑫】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業信用保証保険制度（以下「農林水保険」という。）と中小企業信用保証制度（以下「中小保険」という。）に係る課題は以下であるところ、 <ul style="list-style-type: none"> ①農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が保証対象を実態上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている、 ②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる、 ③両制度の保険対象が不明確であり、利便性が損なわれている、 ④基金協会の保証料率が資金ごとに一律となっており、利用者の経営努力が反映されない、 <p>こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組む。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。 <平成 23 年度中措置> ②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。 <平成 23 年度着手、できる限り早期に措置> ③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一

	<p>気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。</p> <p>＜平成 23 年度着手、できる限り早期に措置＞</p> <p>④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。</p> <p>＜平成 23 年度検討開始、平成 24 年度中に結論＞</p>
所管省庁	農林水産省、経済産業省

【農林・地域活性化 ⑬】

規制・制度改革事項	保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴う緩和に係る指定施業要件の変更手続について、迅速な対応が図られるよう指導を徹底し、手続の迅速化に努める。 <p>＜平成 23 年中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑭】

規制・制度改革事項	林業経営に係る許認可・届出等の簡素化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の申請手続の負担軽減等の観点から、森林法に基づく保安林の伐採等の許可・届出について、申請書類の統合を含め、更なる簡素化を図ることのメリット、デメリットについて検討する。 <p><平成 23 年中検討・結論></p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑮】

規制・制度改革事項	林業用種苗の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 林業種苗法における種苗の配布区域について、地域の気候・土壌等の自然条件に適合しているかどうかを検証する観点から、こうした条件への適合性を再検討の上、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る。＜平成 23 年中措置＞</p> <p>② 林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底する。＜平成 23 年度上期中措置＞</p> <p>③ あわせて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努める。 ＜平成 23 年度上期中措置＞</p> <p>④ 植栽本数の低減による低コスト造林への取組など、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知する。＜平成 23 年度上期中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑯】

規制・制度改革事項	森林簿等の整備・民間利用の促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林簿情報の提供等については、平成 22 年 12 月 24 日付「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」にて、都道府県への助言を行っているところであり、当該助言に基づく施業集約化等に必要十分な森林簿等の情報の提供状況について確認するとともに、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう引き続き助言を行う。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑰】

規制・制度改革事項	水産資源の回復のための資源管理の強化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として平成 23 年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」の早急な定着を図ること等を通じて、水産資源の回復に向けた資源管理の強化を実現する。 <p><できるだけ早期に措置></p>
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑱】

規制・制度改革事項	資源管理制度の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ T A C（総漁獲可能量）設定魚種の拡大及び I Q（個別漁獲枠）方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係る V M S（漁船モニターシステム）の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対応を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。〈できるだけ早期に措置〉
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ㉑】

規制・制度改革事項	漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員・債権者への財務諸表の開示と説明責任の徹底、組合員資格審査の厳正化などの措置の周知徹底、公認会計士の活用の充実・強化等による漁協系統団体の監査体制の更なる整備等を通じて、漁業協同組合の経営の透明化・健全化を一層実現していく。〈できるだけ早期に措置〉
所管省庁	農林水産省

【農林・地域活性化 ⑳】

規制・制度改革事項	養殖管理の適正化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」を通じた魚種ごと及び養殖漁場ごとの適正養殖可能数量の設定の推進、漁場の適切な利用と調和した形での養殖業への円滑な新規参入等を通じて、養殖業の持続的発展を実現する。〈できるだけ早期に措置〉
所管省庁	農林水産省

4. アジア経済戦略、金融等分野

○ 物流・運輸分野

【その他（物流・運輸）①】

規制・制度改革事項	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
規制・制度改革の概要	・ 国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。〈平成 24 年度検討〉
所管省庁	国土交通省

Ⅱ．方針のフォローアップについて

本閣議決定で定められた方針については、内閣府がその実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を行政刷新会議に報告する。